

東日本大震災復興関係

双葉町とUR都市機構が「双葉町内復興拠点の整備等の  
復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換

平成 28 年 9 月 6 日、双葉町の復興まちづくりの加速化を図るため、双葉町とUR都市機構は、相互協力を確認する覚書を復興庁の立会いの下、交換します。（相互協力の概要は別紙参照）

については、下記のとおり、「覚書調印式」を開催しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 28 年 9 月 6 日（火）午後 2 時 0 0 分開始
- 2 出席者 双葉町長、双葉町議会議長、UR都市機構理事長、  
福島復興再生総局事務局長ほか
- 3 次 第
  - ・ 出席者紹介
  - ・ 挨拶（双葉町、UR都市機構、復興庁）
  - ・ 覚書概要説明
  - ・ 覚書調印
  - ・ 写真撮影
- 4 場 所 双葉町役場いわき事務所大会議室  
（住所：福島県いわき市東田町二丁目 19 番 4 号）

以 上

（お問い合わせ先）

双葉町役場 復興推進課

主幹 網蔵 電話 0246 (84) 5203

UR都市機構 震災復興支援室 事業チーム

チームリーダー 松永 電話 045 (650) 0874

復興庁 原子力災害復興班

参事官補佐 後藤 電話 03 (6328) 0250

## 双葉町とUR都市機構の「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書」に基づく相互協力の概要

双葉町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からの町の復興を加速化させていくため、平成27年3月に双葉町の復旧・復興の考え方を具体化し、町の将来像を明らかにした「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」を策定いたしました。また、平成28年3月には、長期ビジョンに掲げられた施策の更なる具体化を目指して設置した双葉町復興町民委員会からの提言に庁内における検討、精査を加えて「双葉町内復興拠点基本構想」を策定しております。

長期ビジョンや基本構想には、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の創出、「既成市街地の再生」を図り、町内復興拠点を整備すること、避難指示解除準備区域内の中野地区に「復興産業拠点」を先行的に整備することを明記しております。

9月6日に交換する覚書は、UR都市機構がこれまでのまちづくりや過去の震災復興支援、東日本大震災からの復興まちづくりに係る経験の中で培ってきた技術力やノウハウを活かし、双葉町が行う復興まちづくりに関する計画、調査、設計等に関し、UR都市機構が技術的な助言および提案、ノウハウの提供その他の技術支援を行うこと等により、双葉町と相互協力していくことを確認するものです。

この覚書の交換により、双葉町内復興拠点の整備をはじめとする双葉町の復興まちづくりの更なる加速化を図ります。

(参考)

- ・ 双葉町復興まちづくり長期ビジョン  
[http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/6583/20150318\\_0312longvision.pdf](http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/6583/20150318_0312longvision.pdf)
- ・ 双葉町内復興拠点基本構想（概要版）  
[http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/7318/201603\\_reconstruction-base-basic-concept\\_digest.pdf](http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/7318/201603_reconstruction-base-basic-concept_digest.pdf)